

自転車通学申請書

狭山ヶ丘高等学校長

狭山ヶ丘高等学校附属中学校長

小川義男殿

①片道 2 km以内は申請を認めない。(武蔵藤沢駅～本校間は認めない)

②防犯登録をし、更に自転車保険に加入すること。保険加入は平成 30 年 4 月より義務化されている。

③自転車は所定の自転車置き場に駐輪し、安全点検を怠らないこと。

(ロック・ベル・ライト・ブレーキ・反射板)

④ロック等、自転車の管理をきちんとすること。

⑤交通法規を遵守すること。

二人乗り・傘さし運転・ヘッドホーン及びイヤホーン等を装着しての走行・携帯電話を使用しながらの走行等は全て厳禁

⑥最寄り駅駐輪場等を利用する場合には、使用規定を遵守すること。

⑦事故の場合は、被害者・加害者を問わず学校に報告すること。また、先方の車には乗車しないこと。

⑧申請書提出と登録ステッカーの受け取りは、事務室にてその場でステッカー代と引き替えとなる。

⑨登録ステッカーは自転車の後輪部に貼付すること。

※万一、登録ステッカーを損失したり、自転車を買い換えた場合には、事務室にて再申請・再購入し、後部に貼付すること。

※各学期末及び卒業時に自分の自転車を駐輪場に放置せず、必ず持ち帰ること。

----- き り と り -----

自転車通学申請書

提出先 事務室

年 月 日

太枠内記入

ふりがな 生徒氏名	年	組	番
住所	所属部活		
電話番号			
自転車通学 区間	距離片道 km		
防犯登録 番号	不明な場合には後日記入可能	本校ステッカー番号	